

令和 6 年 1 0 月 2 4 日

契約・調達管理会議における契約変更に係る付議基準について

契約変更を予定する案件について適正な精査及び確認を行うため、契約・調達管理会議設置要綱において、契約・調達管理会議における契約変更に係る付議基準を以下のとおり定めることとする。

【基本的な考え方】

○契約変更を予定する案件のうち、付議基準に該当するものは、契約変更手続実施前に契約・調達管理会議において精査及び確認を行う

【付議基準】

当初契約時に付議した案件	変更後契約額の増加額(※)が基準額以上 ※複数回契約変更を行った場合、増加額の <u>総額</u> で判断
当初契約時に付議していない案件	変更後契約額が基準額以上

(参考) 基準額…委託契約及び物品の買入れその他の契約：2, 0 0 0 万円以上

工事請負契約：4, 0 0 0 万円以上

※ 上記のほか、財団と協議の上、「社会全般に影響を及ぼすおそれのある案件及びその他本会議において精査、確認を必要とする案件」の契約変更も付議可能とする。

後続契約（路上競技運営・警備）に向けた取組

総合評価方式の競争入札により事業者を選定することで、履行の品質の確保・向上を図るとともに、以下の取組により、後続契約における競争性及び公正性の確保を図る。

1 競争性の確保に向けた取り組み

- （１）入札希望者に対する先行契約の成果と活用資料の情報提供
- （２）入札参加の促進（入札参加要件の緩和、JVでの参加、英語による案件公表）
- （３）提案書作成期間の長期設定
- （４）発注規模の公表
- （５）財団HPや業界団体を通じた周知

2 公正性の確保に向けた取組

- （１）技術審査委員会の外部委員を半数以上確保
- （２）事業者特定の防止